

【項目 1】 条例の目的等について

➤ 条例を制定する目的や条例によりめざす姿をどのように定めるべきか

論点例

- 社会全体で性暴力を根絶するため、条例の第 1 条に規定する目的はどのように規定することが望ましいとお考えでしょうか。
- 条例を施行することによりどのような三重県をめざすべきとお考えでしょうか。

他県の状況

	条例の目的
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> ● この条例は、性犯罪をはじめとする性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力の被害者を支援するため、性暴力の根絶及び被害者の支援に関し、基本理念及び基本方針を定め、並びに県、県民、事業者及び市町村の責務を明らかにし、法令及び福岡県犯罪被害者等支援条例(平成三十年福岡県条例第三十四号。以下「支援条例」という。)に定めるもののほか、性暴力の根絶及び被害者の支援に関する基本的な施策を定めることにより、県民が安心して安全に暮らせる地域社会を形成することを目的とする。
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> ● この条例は、性暴力の根絶、性暴力により被害を受けた者の心身に受けた影響からの回復の支援等に関し、基本理念その他の基本となる事項を定め、県の責務を明らかにすることにより、法令及び茨城県犯罪被害者等支援条例(令和4年茨城県条例第20号)に定めるもののほか、これらに関する施策を総合的に推進し、もって県民が安心安全な生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

検討懇話会でご意見をいただきたい項目及び論点例

【項目2】性暴力の定義について

➤ 条例で規定する性暴力をどのように定めるべきか

論点例

○現在問題となっている課題や最新の社会情勢をふまえ、どのように性暴力を定義するべきであるとお考えでしょうか。

他県の状況

	性暴力の定義
福岡県	<ul style="list-style-type: none">● 性犯罪、配偶者等性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントその他特定の者の身体または精神に対し、その者の同意（自由な意思により自発的に与えられるものをいう。）がなく行われる性的な行為（強要されたもの及び対等の関係にない、又は同意に関する判断が困難な状況で行われるものを含む。）であって、その者の性的な問題を自ら決定する権利またはその者の性的な問題に関する身体、自由、精神、名誉等の人格的な利益を侵害する行為をいう。（第2条第2項第4号）● 学校、スポーツ施設、公共交通機関その他不特定若しくは多数の者が利用し、又は出入りする場所において、性的な意図をもって、同意を得ることなく、かつ、正当な理由がなく、人の姿態又は部位を撮影する行為も性暴力であり、（以下略）（第4条第2項第5号）
茨城県	<ul style="list-style-type: none">● 性犯罪、配偶者等暴力、セクシュアル・ハラスメント、デジタル性暴力その他の特定の者の身体又は精神に対する性的な行為又はこれに準ずる行為であって、その者の意に反して、又はその者の同意があっても対等ではない関係において行われることにより、その者の性的な問題を自ら決定する権利又は性的な問題に関し、その者の身体、精神、名誉、尊厳その他その者の権利利益を害するものをいう。（第2条第1項第1号）● デジタル性暴力 その者の意に反して、又は同意があっても対等ではない関係において、その者に係る性的な画像その他を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)を作成し、保存し、第三者に提供し、その他当該電磁的記録の利用により、その者の日常生活又は社会生活に不利益を及ぼすことをいう。

検討懇話会でご意見をいただきたい項目及び論点例

【項目3】各主体の責務や役割について

- 社会全体で性暴力の根絶や被害者に寄り添った支援を行うために、どのような主体にどのような責務や役割が必要か

論点例

- ① 性暴力の根絶や被害者に寄り添った支援を社会全体で進めていくためには、責務や役割を条例で規定することで県や市町などの各主体の心構えを規定することが必要と考えますが、どのような主体について規定することが必要だとお考えでしょうか。
- ② 条例の目的を実現するためにはどのような責務または役割が必要だとお考えでしょうか。

他県の状況

主体	県	県民	市町村	医療機関	事業者
福岡県	【責務】 <ul style="list-style-type: none"> • 関係機関、関係団体との連携体制の整備 • 被害の早期発見・早期対応 • 根絶に向けた総合的な施策を講じる • 性暴力の根絶、被害者支援を行う民間事業者への支援 	【責務】 <ul style="list-style-type: none"> • 性暴力、被害者に関する理解 • 二次被害を発生させないよう配慮 • 県及び市町村の取組への協力 	【責務】 <ul style="list-style-type: none"> • 性暴力事案が発生しにくい生活環境の整備 • 性暴力根絶に向けた取組の推進とともに、住民への理解促進 	【取組】 <ul style="list-style-type: none"> • プライバシーの配慮 • 証拠資料採取への協力 • 被害に伴う疾病の予防及び治療 • 心身に受けた被害の回復支援 	【責務】 <ul style="list-style-type: none"> • 県、市町村等の施策への協力 • 性暴力が発生しにくい就労環境の整備その他必要な措置（努力義務） • 性被害又は二次被害を申し出た者への適切な対応
茨城県	【責務】 <ul style="list-style-type: none"> • 性暴力の根絶、性暴力被害の支援に向けた施策の策定及び実施 	【役割】 <ul style="list-style-type: none"> • 性暴力、被害者に関する理解 • 二次被害を発生させないよう配慮 • 県及び市町村の取組への協力 	【役割】 <ul style="list-style-type: none"> • 性暴力の根絶、被害者支援に関する取組推進 • 住民への理解促進 	【役割】 <ul style="list-style-type: none"> • 個人情報保護への配慮 • 医療上の措置、証拠保全への協力 • 心身に受けた被害の回復支援に関する情報提供 	【役割】 <ul style="list-style-type: none"> • 被害防止、二次被害防止 • 県及び市町村等の施策への協力 • 性暴力が発生しにくい就労環境の整備 • 性被害又は二次被害を申し出た者への適切な対応

検討懇話会でご意見をいただきたい項目及び論点例

【項目4】基本的施策について

➤ 性暴力の根絶や被害者に寄り添った支援を行うために、どのような県の施策が必要か

論点例

- ① 性暴力の根絶のためにはどのような施策が必要だとお考えでしょうか。
- ② 性被害者に寄り添った支援を行うためにどのような施策が必要だとお考えでしょうか。

他県の状況

主体	教育・研修・広報啓発	被害者支援	再発防止	新たな課題への対応
福岡県	<p><教育></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公立学校：児童・生徒への発達段階に応じた性暴力根絶・性暴力被害者の支援に関する総合的な教育（努力義務） ② 私立学校：公立学校に準じた教育（努力義務） ③ ①②の教育は県が派遣する専門的な知識・経験を有する専門家により行う <p><研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 性暴力対策従事者に対する専門的な研修の実施 ② 県職員への研修、市町村職員、大学の学生等に対する研修機会の提供 <p><広報・啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ① あらゆる機会を活用した広報・啓発活動による条例の趣旨の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ① 性暴力被害者支援に関する総合的な窓口（支援センター）の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ① 再犯防止のための専門プログラム、治療を受けるための支援 ② 指導プログラム、治療の公費負担 ③ 加害者等からの相談窓口の設置（被害者へ配慮規定） ④ 住所等の届出義務 ⑤ 届出を怠った者に対する過料 	<ul style="list-style-type: none"> ① 同意を得ることなく性的な意図を持って撮影する行為の未然防止に係る措置
茨城県	<p><教育></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公立学校：在籍児童と保護者に対する総合的な教育（努力義務） ② 国立、私立学校：公立学校に準じた教育 <p><研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 性暴力対策従事者に対する専門的な研修の実施 ② 教育従事者に対する研修の実施等必要な措置 <p><広報・啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県民の理解と関心を深めるための広報・啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> ① 性暴力被害者支援に関する総合的な相談体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ① 再犯防止のための専門プログラム、治療を受けるための支援 ② 指導プログラム、治療の公費負担 ③ 加害者等からの相談対応 ④ 住所等の届出義務 	<ul style="list-style-type: none"> ① デジタル性暴力の根絶に向けた研修、その他の施策

「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」概要案（たたき台）

●条例の名称

- ・条例の目的は法令に定めのある罪である「性犯罪」に限らず、同意のない性的な行為である「性暴力」をなくすこと
- ・根絶は「“根本から”“徹底的に”なくすこと」であり、単に「なくす」よりもさらに強い表現であること

⇒性暴力を徹底的になくすという県の強い姿勢を示すため、条例の名称を「**三重県性暴力の根絶をめざす条例**」とする

（１）総則

●目的

- ・性暴力の根絶、性暴力被害者の支援等に関し、基本となる事項を定めることにより県民が安心安全な生活を営むことができる社会の実現を目的

●定義

- ・条例における用語（性犯罪、性暴力、配偶者等暴力等）の定義

●基本理念

- ・主な基本理念
 - 何人も性暴力をしてはならず、また、許してはならない
 - 性暴力の未然防止が第一だが、性暴力の被害が発生した場合には、二次被害の防止に最大限配慮し、性暴力被害者の意思や立場を尊重
 - 特に子どもへの性暴力の影響は重大かつ深刻であり、子ども自身では回避が難しい場合も多いため、子どもを性暴力から守らなければならない

●責務等

- ・県、県民、市町、医療機関、事業者等における責務や役割

（２）基本的施策

●相談体制の整備

- ・総合窓口の整備、性暴力被害者支援に必要な施策を実施

●広報・啓発

- ・性暴力の根絶や被害者支援等について県民の理解と関心を高めるための広報・啓発活動を実施

（２）基本的施策（続き）

●教育の推進

- ・学校等に在籍する子どもやその保護者に対して発達段階に応じた性暴力の根絶に資する教育や啓発を実施

●人材育成

- ・条例に定める施策の実施や教育に関する職務に従事する者に対する研修を実施

●再発防止・社会復帰

- ・加害者の再犯防止や社会復帰に向けた施策を実施

（３）推進体制の整備

●推進体制の整備

- ・施策を推進するために必要な体制を整備

●財政上の措置

- ・施策を推進するために必要な財政上の措置

ご意見をいただきたい項目

<項目 1> 条例の目的等について

- ・条例で定める事項や条例でめざす姿について検討する必要

<項目 2> 性暴力の定義について

- ・社会情勢の変化に応じた性暴力の定義について検討する必要

<項目 3> 各主体の責務や役割について

- ・社会全体で性暴力をなくし、被害者を支援していくにあたっての各主体における責務や役割について検討する必要

<項目 4> 基本的施策について

- ・性暴力の根絶や被害者に寄り添った支援を行うための効果的な基本的施策